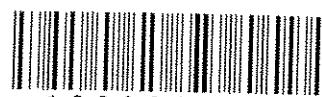




図書 和岡書 朔



a 1 3 8 0 3 2 9 0 0 4 a

福岡教育大学蔵書

勅
語

修身教典

易常小學教用

卷四 目次

四十六

鈴木今右衛門氏
夫婦

第十六課

(一)

五十二

鈴木今右衛門氏
夫婦

(二)

四十八

第十七課

白河樂翁公(一)

五十五

第十八課

白河樂翁公(二)

五十八

第十九課

白河樂翁公(三)

六十二

第二十課

白河樂翁公(四)

六十三

第二十一課

白河樂翁公(五)

六十七

第二十二課

白河樂翁公(六)

六十九

第二十三課

白河樂翁公(七)

七十三

第二十四課

白河樂翁公(八)

七十五

第二十五課

白河樂翁公(九)

七十七

第二十六課

白河樂翁公(十)

七十九

第二十七課

白河樂翁公(十一)

八十一

第二十八課

白河樂翁公(十二)

八十三

第二十九課

白河樂翁公(十三)

八十五

第三十課

白河樂翁公(十四)

八十七

第三十一課

白河樂翁公(十五)

八十九

第三十二課

白河樂翁公(十六)

九十一

第三十三課

白河樂翁公(十七)

九十三

第三十四課

白河樂翁公(十八)

九十五

第三十五課

白河樂翁公(十九)

九十七

第三十六課

白河樂翁公(二十)

九十九

第三十七課

白河樂翁公(二十一)

一百一

第三十八課

白河樂翁公(二十二)

一百三

第三十九課

白河樂翁公(二十三)

一百五

第四十課

白河樂翁公(二十四)

一百七

第四十一課

白河樂翁公(二十五)

一百九

第四十二課

白河樂翁公(二十六)

一百一

朕惟ノミ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルヨテ宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此
我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
三兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レラ特シ博愛衆ニ及ボシ
學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ
奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道へ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ惇ラス朕爾臣民
ト俱ニ拳々服膺シテ威其德ヲ一ニゼンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

新編修身教典尋常小學校用 卷四

第一課 わが 皇室

わが 皇室は萬世一系の皇統をうけつ
ぎたまひて、二千五百餘年のむかしより、今
日に至るまで、常に仁愛を以て、國たみの上
にのぞませたまづり。

今上天皇陛下は、百二十一代の 天皇に
ましまして、御即位のはじめより、日夜、國

民を安らかに治め給はんとて、大御心を
なやましたまふ。わがくにが、今日の如く、何
事も成になりて強き國となれるは、みな
陛下の御めぐみなり。

又、地震、火事、大水などの如き、わざはひあ
るときは、じたゞ、大御心をなやまさせた
まい。陛下をはじめ奉り、皇后陛下、皇
太子殿下、皇太子妃殿下よりも、御手元

金を下して、窮民をすくはせたまふ。

かくの如く、人民をいたはりたまふこと
は、實にありがたきことにあらずや。

われ等はかかるめでたき、大御代に生
れ、かかるありがたき、皇室の下にあるを
よろこび、よく臣民のすじきつとめを盡し
て、海よりも深く、山よりも高き、皇恩の萬
一にもくじ奉らんことを、心がへじきなり。

第二課 菅原道真公(一)

菅原道真公は、參議是善卿の第三子にして、其の父、人にまさり、行儀もまた正しかかりき。

公は、かく賢かりしが上に、幼より學問を勵みて、其の勉強、人なみにすぐれしかば、父上は、深く之を愛して、日夜、その成人を樂まれき。



公の學問は、年と共に進みて、十一歳の御
時には、見事なる詩を作られけり。されば、菅
原の家には、よき子を持てりとて、うらやま
ぬものなりき。

公は、また、武げいにも、すぐれられき。ある
時、公をねたむものありて、公に弓をいさせ
て、はぢかゝせんとせしに、公の射られし矢
皆的ゲトにあたりければ、人々おどろきけり。

第三課 菅原道真公 (二)

公は、學問も、行狀も、人にすぐれければ、
宇多天皇の御心にかなひ、その位も官も、お
かしくに、進まれき。

まもなく、宇多天皇、御位を去らせたま
ひて、醍醐天皇代りて、立ちたまひき。

その頃、藤原氏の勢、さかんにして、わがま
きのふるまひ、多かりければ、醍醐天皇之

をなげかせたまひ公の宮をすゝめて右大臣となし、政をとらしめられしかば、公は深く心に感じ、身をさゝげん、若恩に報い奉らんと日夜心をくだされり。

然るに、時の左大臣藤原時平は、公の評判よきをねたみて、たゞしき、ざんげんを申しあげければ、天皇は遂に公を筑前の太宰府に下し給ひき。公の悲如何なりけん。

されども、公は少

しも、怨み奉ることなく、つゝしみて、太宰府に下られ、かつて、賜はりし御衣にむかひて、毎日、礼拜をおこたられざりきとぞ。



第四課 學を修めよ

人は、萬物にすぐれたるものなれども、學問を修めて、智識をみがかざれば、賢き人と、なりがたし。人と生れながら、愚にて、一生をすごすは、口をしきことならずや。

學問を修むれば、物ごとの道理を、知るのみならず、廣く、世の中のこと悟りて、うまれつき、愚なる人も、賢き人と、なることを得べし。されば、幼き時より、すこしのひまをもをしみて、よく、づんきよーし、ゆくすゑりつばなる人となりて、世のため、國のために、力をつくすべし。

皇后宮御歌

金剛石も、みがかずば、
玉のひかりは、そはざらん。

人も學びて、後にこと。
まことの徳は、あらはるれ。
時計の針の、たえまなく
めぐるが如く、ときのまの
日かげをしみて、はげみなば、
いかなるわざか、ならざらん。

第五課

伊藤仁齋先生 (一)

伊藤仁齋先生は、十一歳のとき、始めて、師
につきて、學ばれしが朝は、早くより、夜は、お
そくまで勉強して、つねに、怠ることなく、門
外に出でられざること、殆、十年に及びたり
き。親類の人々は、皆、いためて「學者となりて、
まづしさに苦まんよりは、醫者となりて、ゆ
たかにくらすにしかず」といひき。



されど、先生は如何なることにあるとも、一旦、志したる目的を、つらぬかん。とて、少しも、その志をからむることなく、家を弟にゆづりて、別居し、これより、ますと、讀書をはげまれさ。

第六課

伊藤仁齋先生

(二)

先生、幼きときより、父母に事ふることはなはだ、あつかりき。

或る時、母病にかゝられければ、先生は大に、これをかなしみ、看病に力をつくされり。この時、細川越中守より、禮をあつてして、先生を招きたれども、母の病氣中なればと、これをことわり、奉養に怠なかりき。

然るに、とのかひもなく、母は、まもなく、此の世を去られしが死する際に、両手を合せて、先生の孝養あつべきを謝せられきと云ふ。



先生は、母の喪、いまだ、すすゞざるに、又もや、父を失はれければ、たものとの涙、かわくひまなく、父母の喪に服せられしこと、前後合せて四年なりき。

孝行の、したゝ時分に、
親はなし。

第七課 伊藤仁齋先生 (三)

先生天氣よき、時には、常に門人をともないて、野外を散歩することを好まれき。
或る日、門人五六人を引きつれて、或る寺に入り、佛に向ひて、拜礼せられき。

門人、これがあやしみて、「先生は、つねに佛を好みたまはずして、其の非をあげたまふにも似ず。今、佛を拜したまふは、如何なる御心にさふらふぞ」と問ひければ、先生は、「佛は

もとより、儒に異なり。それども、其の地をす
ぎて、其の主に禮せざることあるべきか、と
答へられき。

先生の學問の大に世に行はるゝに至り
し時、土佐の大高坂清助ホタガサカといふ人、書をつく
りて、大に、先生の學風をそしりき。

門人これを持ち來りて、先生に示し、しき
りに、いひわけの書を作られんことを、勧め
き。先生、笑ひて曰はく、「若、かれのじふところ、
正しくして、われのじふところ、正しからず
ばかれは、われに取りて、益友なり。若またお
れのじふところ、正しくして、彼のじふとこ
ろ、正しからずば、かれおのづから、これをさ
とる時あるべし。何ぞ、かれをそしり、われを
立つることせんや。とて、さらに、心にかけ
られざりき。」

第八課 伊藤仁齋先生 (四)

徳大寺左大臣、學問を好まれ、時々、多くの學者をあつめ、討論せしめられき。その時、先生は、年若ながらも、其の席に召されき。

諸學者、はじめは、色をやはらげ、聲をひく、しかし、やがて、ものじいども、終には、各顔色をかげ、聲をあらげ、形をくびして、いひつのること、恰けんこわのぞくなりき。



其の中には、先生はひとり、口を平かにし、氣をしげかにして、少しも、かたちとくづきめざりければ、其の坐につらなれるもの、これを見て、わが身のからだを、ばちざるはなからうき。

君子重からざれば、

威あらず。

第九課 恭教なるべし

人は、常に、心に禮を守りて、その行をつゝむべし。おのれのもよがくもんにはどうて、人をあなどり、或は、人の見ぬところなりとて、あしき行を、なすべからず。すくて、何事も、いかへめにし、えつねに、その身をかづりみ、過あらばすみやかに、これを教めべし。

ことばは、おもふことを、かよはするもの

にて、まことに、重寶なるものなれども、一言のまちがひより、大なるわざはひを起すことをあれば、よくこれをつゝしむべし。すべて、ことばは、おだやかにして、すくなきをよしとす。ことに、人をとするは、害ありて、益なきことなれば、最づゝしむべきことなり。

口は、禍の門。

第十課 伊藤仁齋先生 (五)

先生、學成りて、後塾ジクを開きて、門人に教へられた。その頃、先生の學深く、德高きこと、かくれなくなりて、來り學ぶもの、甚、多かりき。先生、教へて倦まさること、四十餘年、其の門人の數は、千人にも及びきとぞ。

先生、ある時、夜道を行かれしに、刀をもてるわるもの、四五人、出で來り、先生をおびや

かして、「汝のもてる金を、皆、出すべし。もし、金なくば、其の衣服を渡せ」と、せまりき。

先生おだやかに、「今、金を持たねば、この衣服を、づかはすべし。それど、一つ、聞きたきことあり。汝等は、何を業とするものなるか。と、問はれければ、賊は、われ等は、毎夜、往き來の人の、衣類、金錢を、うばふことを、業とするものなり」と答へき。



この時先生、さらばといひて衣服をぬぎ
とあたへられんとせしに賊、これを止めて、
「御身は何人にもおはすか」と、となければ、
先生は「われは儒者なりとて、なんぞろに人
の行ふべき道をさせられたりき。」

賊ども、首をたれ、涙を流していふよし、「御
身も、われも、同じ人にして、其のするところ
異なれど、かくの如し。われ等、まことに、こ
れをはづ。なにとぞ、今までの無礼を、ゆるし
たまへ。今より後は、行を改め、つゝしんべ。先
生の門人とならん。とて、終に心を改め、善
き人となれりきとぞ。」

第十一課

伊藤仁齋先生 (六)

先生の夫人は、しとやかにして、よく、女の
道を守りし方なりき。

先生の家は、きはめし、貧しくして、年の暮

に餅をつくことも出来ざるほどなりしか
ど、夫人は、少しも、これとうれへとせず心を
用ひて、家を治められたりき。

先生が貧しかりしにもかゝはらず、家事
を顧みることなく、心を學問に専にするこ
とを得られしは、全く、夫人内助の力なり。

夫人、其の心をつくして、先生に仕へら
れること、多年一日の如くなりしかば、先生
も、亦、夫人を愛せらるゝこと、極めて深く、其
の瞳じきさま、見る人感ぜざるはなかりき。
かく、一家のうち、睦しくして、よく、和合せ
るが故に、先生の男子五人も、亦、互に愛敬の
道をつくし、學問をつとめて、怠らず、そろひ
もうえろひて、有用の人となられき。

笑ふ門には、福来る。

第十二課 夫婦相和すべし

夫婦は一家を組み立つる本にして、一家のさかやるもの、おとろふるもの皆、その、和すると、和せざるとによりて、分るゝものなり。

されば、妻は、其の夫をうやまひ、一たび、夫の家に嫁入りし後は、其の家を、わが家と定め、夫と苦樂を共にし、如何なる辛苦にあふとも、立ち去るべからず。

又、女は、とかく、かよわきものなれば夫たるもののは、よしく、其の妻を、いづくしみ、いたはりて、其の心をなぐさむべし。

かくの如く、夫婦のなかむつまじければ、一家のうち、おのづから、よしくをさまりて、其の家のさかえやかんこと、疑なかるべし。

夫唱へ婦隨ふ。

第十三課 伊藤仁齋先生 (七)

かつて、先生の近所の人々、相集まりて、其の合ひ持の井さらへをせしとき、先生は、「あれも、およばずながら、手つだひせん」とて、出でられたりき。

人々、これを見て、皆、口をそろへ「これは、私どものみにんじたすべし。先生の御手をわづらよしまわらするほどのことにはあらず」といひて、これをとどめたりき。

其のとき、先生は「皆様の御深切なるおぼしみしがたじけなけれども、自分もまた、毎日、この井をつかひ居るうへは、手つだひせざれば、こゝろよからず」といひて、日の暮るゝまで、人々とともに、かひがひしくはたらかれき。

されば、近所の人々は、先生が、少しも、おり

れの學徳にはこらはずして、いやしきわざを
も、厭はれざるに感じ入り、これより、先生を
尊ぶこと、よほへ深くなりきといふ。

第十四課 楠木正成卿 (一)

楠木正成卿は河内の人にして、幼き時の
名を多聞とひき。

卿、幼より、武勇人にすぐれ、年長じて、兵衛
尉に任ぜられ、其の名づとに近國にまこと
たりき。

後醍醐天皇の御時、北條高時といふもの、
わがまゝのかるまひ、多かりければ、天皇、
これを滅さんことをばかりたまひ、卿を召
して、そのことを、まかせたまひき。

卿は、つゝしみて、御うけいたし、「わたくし
の、生きてある中は、ごしんばくあそばすに
およばす」と申し上げければ、天皇は、すゑ

たのむしゃくおぼしめしたまひき。

かくて、卿は城を赤坂と、千早とにさづき。
わづかの軍を以て、賊の大軍を、さんじに、
うちやぶりければ、心ある武士は、公の忠義
に感じて、ふるひたち、遂に、光條氏を亡しき。
これより先、賊のために、隠岐オキに流されさせたまひし。天皇は、めでたく、京都へむかはせたまひしかば、卿は、攝津の國まで、はせ



ぬらされき。

第十五課 楠木正成卿 (二)

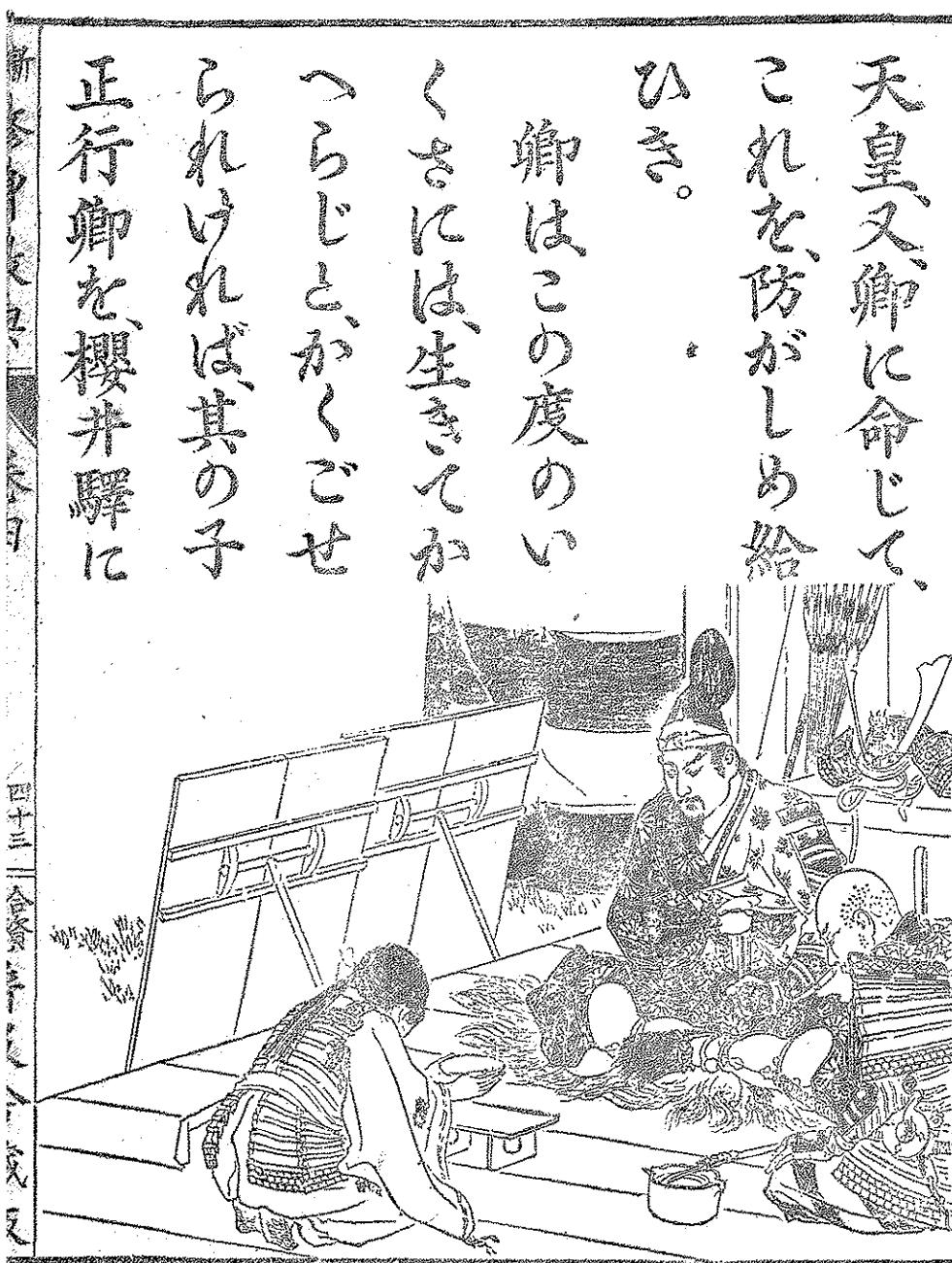
高時亡びて天下、しばらくをもまきりける
が、やがて、また足利尊氏アシカツタケウヂとかかもの、そむき
て、世はふたゝび、みだれたりき。

卿は、じばく、これとたゝかひて、遂に、こ
れをうちはらはれしに、ごく程もなく、尊氏
九州より、大軍を率ゐて、せめ上りければ、

天皇又、卿に命じて、
これを、防がしめ給
ひき。

卿はこの度のい
くさには、生きてか
へらじと、かくごせ
られければ、其の子

正行卿を、櫻井驛に



よびよせて、われ死せば、草氏の世となるべ
けれど、成長ののちは、必ず父の忠義をつぎ、
大君の御心を、安んじ奉れ。とこまことに、さ
としと別をつげ、湊川へむかはれき。

郷は、まづ尊氏の弟直義の、ひきつれたり
し、二十萬人の兵に打ちむかひて、いざまし
くを、かひ十六度まで、うちからちたれど、敵
は、目にあまる大軍なれば、味方は、おひし

うちとられしのこ
りすくなくなりたり
りき。

郷は、「今は、これま
でなり」とて、或る家
に入り、弟正季マサコと、
しちがいをせら
れき。

今上天皇陛下は、深く、卿の忠義をよみせられ、社をたてて、これを祀らされたまひ、湊川神社の神号をたまひて、別格官幣社に列したまひたり。

第十六課 鎌木今右衛門氏夫婦 (一)
むかし、羽前ゼンの國に鎌木今右衛門氏とて、
なきがふかき人ありき。

あるとて、世の中、うんたらう然じてす

るもの、多からりしかば、今右衛門氏は、田畠をうりて、米を買ひ、多くの人をすくひき。

かくて、田畠も賣りつくしければつひに、

家の諸道具、文、衣類まで、うりはらひき。

今右衛門氏の妻も、また、夫との心を同じくし、あるとき、餘せるはれぎを賣らんとせしを、今右衛門氏は、「やめて、はれぎ」とはりは、残しなくざし」と止めしと、妻はこれ

を賣らば、また、二三人を、すくふことを得べ
し。とて、つひに、これをも、賣りた。

第十七課 鈴木今右衛門氏夫婦

ひとへものの一まいをきたる十三三の女子ふるひながら、かど口にて、物をこひき。今右衛門夫婦は、これをあはれみ、如何にもしきすくいたしがむへども、與ふべきもの

とれど更になかりけり。

喜山と吾が娘

のわたくしれ二ま

たは、わたくしれ二つ
かきねん、あたか



は、たなたとおなじ年ごろなれば、一つをぬ
きて、あたへすや。といひければ、もすめよじ
よげに、これを、あたへたりきとだ。

第十八課 博愛衆に及ばせ

人に恩をほどこすは、まことれ、たふとも
づき善行なり。世には、不仕合のうちつづき
く、まづしき身となり、衣食にまぐ、不自由な
るもの、みなしじとなりて、たよるがきとこ

ら、なきものなどおほし。これ等の、不仕合な
るものをお助くるは人の、よろこびんやすべ
きことなり。

わが身ひとり富みて、おごりをきはめ、人
のなんぎを見て、しらぬふりするは、人情な
き人とじふらし。ことに、地震火事大水など
にて、多くの人々、なんぎせる時などには、お
ののの、その身分にしたがひて、財物をいだ

しこれを救ひし。

第十九課

白河樂翁公オクオウ

白河樂翁公は七歳の頃より師につきて、
學問せられき。

とのころ、遊びたはむれらるゝさま、自、ほ
かの子どもらの如く、ならざりければ父君
母君をほじめ、多くの人々より、本たのもし
く思はれられたりき。

ある時、ひとり、

思はゆよしわ
が國はさらなり。

もろこしまでも、
知らるゝほどの、

大業を成さずば、
人と生れしかひ
なかるべし。とて、



かたし、起立されき。

公、一旦立てたる後は如何なる困苦にもよじら、或てそれをつらぬかんとの決心にて毎日朝早くおもて、書を読み食事、されば、食を前にむかひ日暮れて後は晝の間、讀みれたる書をかきぬきして復習せられ。平生食事のときも文書物をかたはらにされたり。

公が後學德共に高き人となられたは全く、一旦立てし志を堅く守られしれどよ。

人はノ代、安は末代。

第二十課 白河樂翁公 (二)

公は學問の外に武術とも駆かれ、その頃の豪傑の名人、鈴木氏の門人となられど、或る時、鈴木氏はその門人に命じ、少しとにかくつけべ、二三度も公をなげさせや。



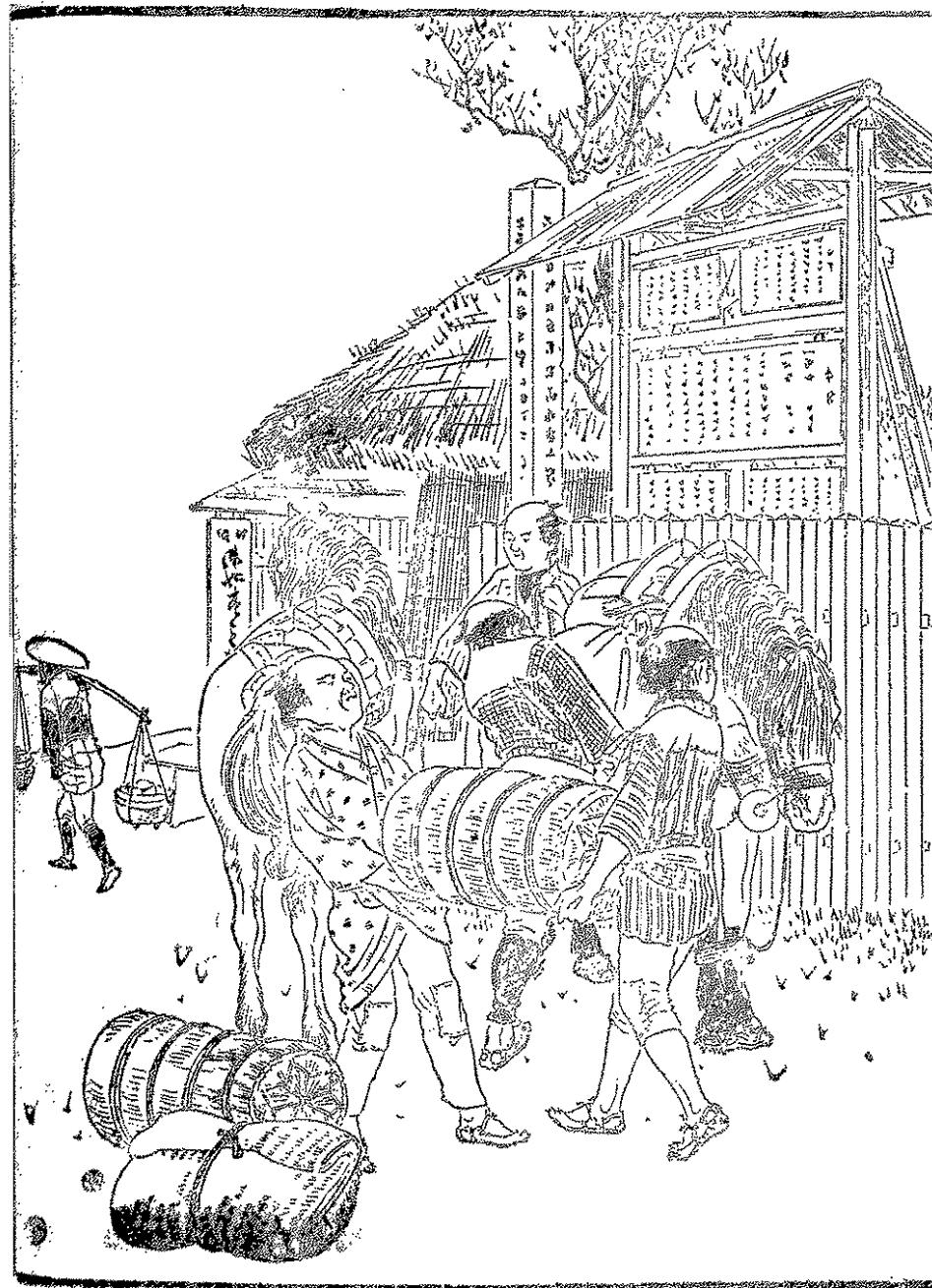
公、あやしみて、鈴木氏のうちにゆき、との
わけを、たゞねられしに、鈴木氏は、あんりよ
もせず、「日ごろの御けいことを、うかひ奉る
に、柔術のわけは、くはして、知らせたまふに
も似ず、御わざ、まことに、つたなくおはすに
よりて、かくはからひたり」と申しけり。公は
きゝて、「先生の、あつき御忘れ、むとい奉らん
ため、今より、いそし、この業をあげみ申さ

ん。と深く禮をのべてかられしが、その後、つとめ勵まれて然に三十の門人中、高弟の一人となられ也。

第二十一課 白河樂翁公(三)

父、父君の御あとをつぐて、大名となられし後は領内の人民に御仁をかけらるゝことをことに深がりき。

ある年のき元に領内の村々、作物のみらず、うゑにせまりて、死ぬるもの多かりき。公これをうれて、江戸より、じえふすま麥昆布あらめなど多く多く買ひあつて、これを、白河に送りて、貧しき民に分ち與へられき。されば、これがために、命を全うしたるもの、甚多く、又道中のものも、この荷物のために、日々の業務を得て、大に公のなさけぶかせ徳をたゞさ。



公は、又、公益をはからんことを、心がけられ、或る陶器の商人に、家と元手とを貸し、又、其のわざにたけたるものと、尾張の瀬戸にやりて、其の業を習はしめ、或は、信州より桑苗を買ひ入れて、養蠶をすゝめ、守治より、茶の樹を取りよせて、製茶の業をおこし、漆器の職人を、會津より招きて、ぬり物の業をひらかる、など、大に、國の產物を、ふやされき。

第二十二課 公益を廣めよ

同じ市町村内に住めるものは、たれかれのわがちなく、皆よく相愛し、相たすけ心を合せ、力を共にして、害となるべきものをぞき、利となるべきことを起して、其の町村を榮えしめんことをばかるべし。

一、學校を盛にすること。

一、衛生上の注意を怠らざること。

一、物産を、盛につくり出すこと。

一、道路交通の便を、はかること。

一、水利の便を、はかること。

一、共有物は、わがものゝ如くていねいに、取り扱ふこと。

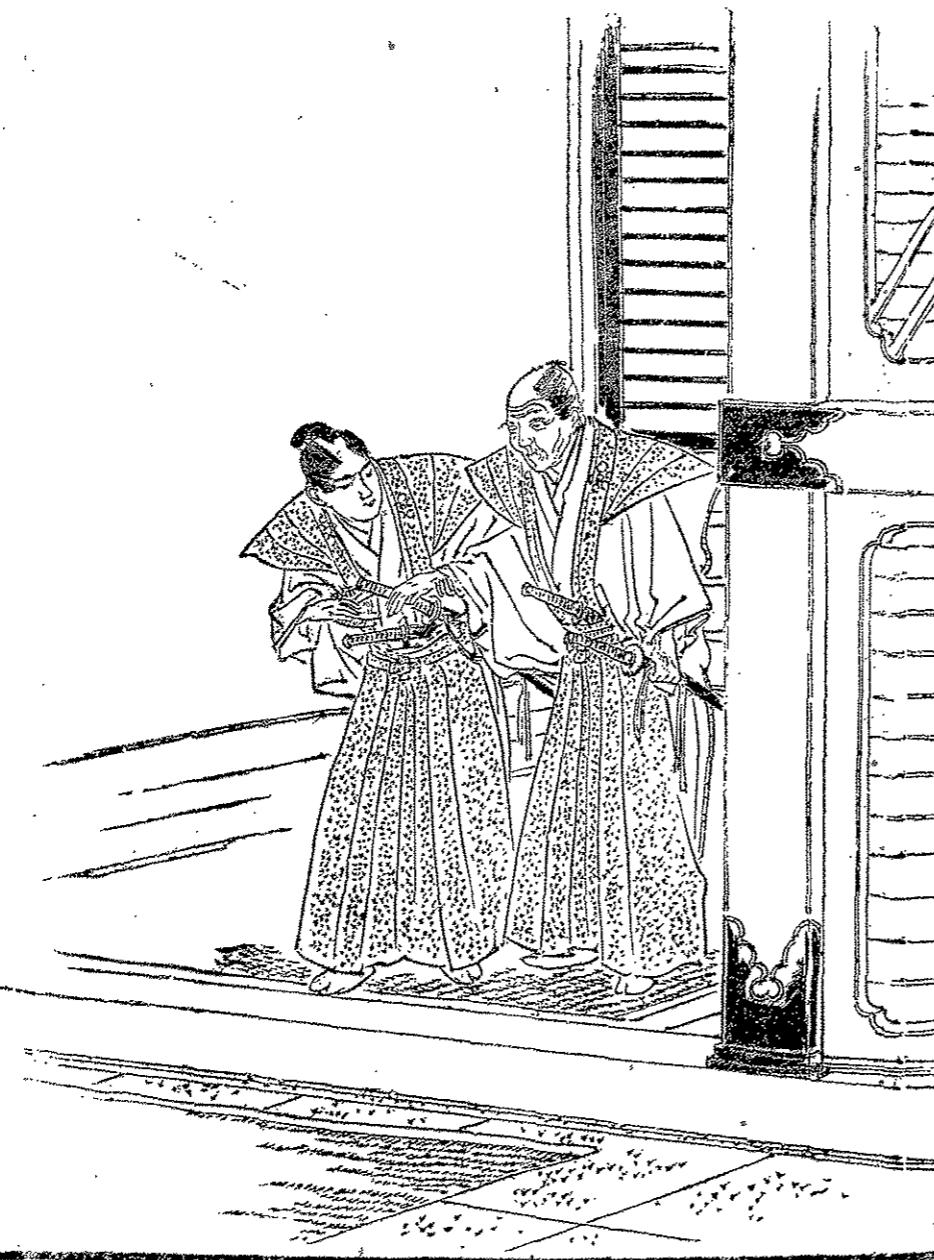
一、不幸のものを助くること。

第二十三課 白河樂翁公(四)

公は、父母につかへて、孝順におはし、毎朝、

父母のいませるやかたに、人をつかはして、
其のときげんをうかじはしめ、使かつると
きは、必づその間に出て、つゝしみて、そのよ
ーすを、たづねられき。

父君、中風にかられし時は、かたはらをは
なれずして、かんびよーせられ、病ひえて、登
城せらるゝよトになりても、必、ともをして、
介抱せられき。



公は、後にあげられて重き役人となり、よ
く政事につとめられき。

其の頃、京都に大火ありて、恐れ多くも、
皇居も焼け失せしかば、將軍はそのふしん
のことを公にひつけられき。公は多くの
大工に、その費用を見積らじめ、最高きもの
に仕事を命じ、費用を惜まずして、おごとか
なる新殿を作りあげられき。

第二十四課 白河樂翁公 (五)

公は、天明のきよんにて、人々、大になんぎ
せるときに、家督をつがれければ、儉約の道
を教へて、おごりの風を正し、人民をして、其
の業に安んぜしめんと欲し、みづから、先ち
て、節儉をつとめ、衣服、夜具などは、木綿にあ
らため、食事も、朝夕は、一汁一菜、晝は、一汁二
菜と定め、其の他の費用をも、儉約せられき。

其の後、公は老中となられて、江戸の惡しき風を改め、祭禮などの時に、無益のかざり、又は、はなやかなる衣服を用ゐることを、禁ぜられき。

公は、又、町内の入費をはぶき、其の金にて、もみを買ひ、米倉にたくはへ、きんのそなへとせられき。

されば、其の後、不作なる年には、この倉より、米を出して、貧民に、たきだしなどを、與へたりきといふ。

明治五年、倉をひらきて、其の米を賣りはらひしに、その金高は、七十五萬圓にのぼり、今、なほ、東京府の公有金となれりとぞ。

第二十五課 職業のたふときこと

職業は、身をおこすもとゐなれば、何人も、つとめざるべからず。其のつとむべき職業

は、各、家につたはれるものを、うけつどか、或
は、自身のまなびたること、自身の好みとこ
ろによりて、これをえらび、父母のゆるしを
うけて、これを定むべし。

人の職業には、そのたぐひ多けれども、そ
のたぐひととは、いづれも、おなじきものなり。
世には、職業に、たぐひときと、いやしきとあ
るが如くに考へ、自身の職業を、がんじ、お

ろそかにするものあり。まことに、大なる心
得ちがひとといふべし。

されば、人々、其の職業につきたる上は、十
分、其の業をおもんじ、つともはげみて、身を
立て、家をとまし、父母の御心を、安んじたて
まつるべきことなり。

かせぐにおひつゝ貧乏なし。

第二十六課 公衆衛生

傳染病は、その初め、一人より起るものなれども、やだんするときは、多くの人に迷惑をかくるに至るべし。

されば人々、平生、左のことがらに注意をおこたるべからず。

一家のまはり、井戸ばた、便所などをすべて、せひけつにすべし。

一、ありあくたを、路ばたに、すつべからず。
一、犬・猫などの死體を、河・池などに、すつべからず。

一、病人の、よごれ物を、みだりに、川に流し、又はきだめに、すつべからず。

一、傳染病人のあるを、かくすべからず。

第二十七課 外人に對する心得

去にし明治三十二年七月より、外國人も、

自由に日本國內にすむことを許されしゆゑ、わが國人はこれと交ること、おひく多くなるべし。よりて、こゝに外人に對するにつきて心得べきことを示すべし。

一、たゞしき道を以てまじはり、決して我が國のはぢとなるが如き行をなすべからず。

一、みだりに外人をきらい、或は之をはづかしむるが如き行をなすべからず。
一、外人もしも無禮のふるまい、ありたるときは、よく、そのわけを正して、おだやかにかけあふべし。

一、もし、争ふべきことあらば、よろしく、公のさばきを仰ぐべし。

第二十八課　　國民のつとめ

國民は第一に、國憲を重んじ、國法に従は

ざるべからず。

國憲とは、わが帝國の憲法のことにして、
わが國體及政治・法律のもととし、並に、臣民の
権利・義務をしめしたるものなれば、よく之
を心得て、立憲國の民たるに背かざるべし。
國法とは、即、各種の法律にて、人民のつと
むべきこと、および行ふべからざることを、
示したものなれば、これ亦心得おくべし。



次に、又國民として、つくすべき義務は、兵役に服すること、租税を納むること、なり。今日は、太平にして人々、皆安らかに、くらすことを得れども、一旦、外國との平和やがるゝときは、忍戦等をひらくに至るべし。

この時、よく敵を破り、國を守りて、國家の安全をはかるは、軍人なり。されば、我が國の男子たるもののは、いさみ進みて、兵役に服せざば、あるべからず。

政府は、常に、多くの軍人をやしないひて、國を守らしめ、又、常に、多くの役人を用ゐて、人民の生命と、財産とを守り、且、國家の富強をはかれり。されば、わが國民は、身の分限に應じて、種々の税を納むべきなり。

新修身教典尋常小學校用 卷四終

明治三十三年九月十六日印
全金三十三年九月十九日發行
全金三十三年十二月十六日訂正再版印刷
三十三年十二月十九日司正再版發行

定價	
卷一	金九錢
卷二	金十二錢
卷三	金十四錢
卷四	金十五錢
合計	金三十錢

編者

東京市日本橋區吳服町壹番地

合資

會社書及合編輯所

不許
複製

發行

印刷者

右社長

合資

會社書及合編輯所

代表者

合資

會社書及合編輯所

發完元

合資

及

合

東京市日本橋區吳服町壹番地

合資

會社書及合編輯所

山田禎三郎

合資

合

